

松江城下『おぼえ日記』に見る町人の「家」と男・女・子ども資料

【①】『おぼえ日記』文政九年「二八二六」一〇月一四日

觀世音菩薩ニ拜礼祈誓シテ曰

當山ハ出雲札所十九番本尊十一面

觀世音大菩薩 我急難ヲ救ヒ

諸々之障ヲ拂ヒ大願成就而大金

得サセ給ヘ主人并主人之祖母・母・男子

女子等之苦患ヲ消滅シ、尚亦我

親・兄弟并妻子我モ共此難ヲ遁レ

世間之仁ニモ義理ヲ立、主人我共ニ

是迄之恥辱ヲスガセ給ヒ、右者

皆安心成シメ給ヒヨ

【②】『おぼえ日記』天保三年「一八三二」閏11月14日(嘉永4年8月21日旧記改より)

△ 閏十一月十四日朝之内きよ出産、誠ニ右様手セマナル

処ニテ中町母との介抱ニ見ヘ、少々逗留、三日目二名前改テ

政次郎与附ル、此子生レテヨリ乳ヲモ不吞、ウブハキヲモ

タベズ、唯目斗リクルクトシテ是人間ニハ不相成者ト

心得候処、五日目歟ニ少シウブハキヲジヨクト吞申候、

夫ヨリ乳モ吞ケレ共生レ出、至テチサク無類之小児ナリ

兄安ハ大カタ本家ニ居、同所ヨリ手習ニ行内ヘ不戻、又

私共モ雨ガ降レハモリテ家内ニ居ラレズ、本家へ行

△ 當年ハ此清兵エ家仕切、誠ニ手狭成ル所ニテ年ヲ越ス

【③】貝原益軒『小児必要養育草』元禄一六年「一七〇三」『子育ての書1』東洋文庫、二九三頁

○ 児子生まれ下るとそのまま、黄連の法を用うべし。黄連「二分」・甘草「二分五厘」、絹に包み、或いは乳頭の状のようにこしらえ、熱湯に浸し、これを用うれば、その穢毒を吐き出すなり。かくのごとくせざれば、その穢れたる毒氣、胸腹の間にとどまり、月日を経るにしたがい、驚風の病となり、或は総身に瘡癤を生じ、多くは頭・面に瘡出来て、寒熱をなす。これを胎毒という、『集驗方』(明代の医書。羅浮山人著)という書に載せたり。和俗、胎毒ふき出て頭に瘡を生じ胃を戴きたるようなものを、「くさ」というなり。

【④】『松江藩触』(美保関町史資料集第一集二三〇頁) 嘉永三年「一八五〇」七月

嘉永三年七月

売女之儀被仰渡御書付写シ

三保関二而背作法御国内之者、売女同様之取計致候様、不埒至極之事ニ候間、早々、身元、身元江為引取、以後者、他国者召抱、或者自分稼之分共、同所諸米留所役人立会、身元等取糺、聞届遣候様、若、背作法候者、外より相願ニおいては惣方、越度不逃旨、急度御申渡可有之候、且又、杵築、安来も右ニ准し殿り合筋御申談可有之事

右之通被仰渡候条、御書付之趣、得其意、早々身元、身元江為引取可申候、以後者、他国者、或者自分稼之分杯、糺方之儀は所役人江急度可申渡置候

以上

戊七月七日

市川 虎市

森山 籐七殿

下郡 伝平太殿

与頭 文十殿

右之通被仰渡候条、御書付之趣、被得其意、早々身元、身元江為引取、其段御届出可有之候
以上

与頭 文十

下郡 伝平太

森山 籐七

庄屋 平左衛門殿

年寄中

【⑥】『おぼえ日記』文政9年「二八二六」11月2日

山代屋 三黛 八美鶴 三村雲 十五村雪

福本屋 武玉薦 十七花鳥 十六桂木 五都野 十七最中 十四菊世

筆屋 九綾里 十八綾春

神門屋 七雛川 七竜田 十四紅葉 十三白川

中嶋屋 十二雲井 武菊里

嶋屋 十二関花 三小夜菊 十初梅 十三花村 十九君恵

八百屋 六岩菊 九花岡 六主祝 十二此濱 四芳花 新子

魚屋 十六松風 十三ミサトセ

清山ヤ 四豊春 老糸芳 五常藍 六豊里 十登浪

山根ヤ 八雛鳥 七雛鶴 十五萩ノ戸 十九揚卷

右貳十六年以前和多見遊所二居タル遊女也

【⑥】『おぼえ日記』文政9年「二八二六」9月26日

九月廿六日天氣能、昼時頃佐田屋江嶋屋

清七來ル、後刻泰府行事ヲ告ル、朝之内相認置候書
相頼、酒如何哉與申候處可然旨ニ付而、左之通

酒着エリタコ ミカン 某・吉三郎・清七

カマホコ 三人也

夕方松江ヨリ佐田屋亦藏參ル、又

酒着コハダスシ 某・吉三郎・亦藏

カマホコ 三人

右清七西行き之事、未不調、今日ハ不行、

夜ニ入候而亦藏頻リニ進ニ付而、又酒相始メ申候

是迄某・吉三郎十日計逗留致シケレ共少シ宛

酒之外奢無之處、又ヲヘツライ之爲、酌取女ヲ

招、則三人來ル、皆新町之賣女也、一人ハ生所泰江茶町

紙屋小路之歳二十二、名於琴、則佐田屋甚兵衛イトコ

之由、此者某、▲一人者生所神門郡大津ノ産十八才

昨日當所江來、今晚初而賣ニ出候由、吉三郎ニ出

今一人者生所安來之者、歳十六、亦藏ニ出

右等之儀、甚某氣ニ入不申候得共、亦藏ヲ

押ル爲斯計ヒ申候

依之又

酒着コハダスシ ミカン 太平皿

サシミ サバナベヤキ

右、某・吉三郎・亦藏・賣婦三人ノ七人

理左衛門

止宿某・吉三郎・又藏ノ三人

外ニ婦三人

【⑦】武陽隠士『世事見聞録』（本庄榮治郎、校訂、岩波文庫、三三八頁）

が身心悩亂したるままに我人を語らひ、あるいは出奔せんと欲して窓を破り、屋根を伝ひ、あるいは土台を潜り、堤を越え、堀を渉りなどせるとて、見頭はされて折檻に逢ひ、または逃げ果せて隠れ居るを捜し出され、これら公辺へ訴へ出れば、元來主人の心得違ひより起りたる事、何の咎めもなく、ただ主従の沙汰にて片落になり、欠落のみ不埒になりて叱り咎められ、訳もなく引き戻され、さてこの時の仕置は別して強勢なる事にて、あるいは竹籠にて絶え入るまでに打擲き、または丸裸になし、口には轡のごとく手拭を食ませ、支体を四つ手に縛り上げ、梁へ釣り揚げ打つ事なり。これをつりつりと唱ふるなり。常々の仕置は、前にいふ如く、妻妾または老婆などの取り行ふ事なれども、竹籠をつりつりなどは、かの亡八が自身にするなり。亡八は時々かやうの威を見せて怖すを業の本とするなり。これまた秘事なり。年中の役目はこればかりなり。